

令和4年7月4日

## 職員の懲戒処分について

本学職員による非違行為につき、国立大学法人香川大学職員懲戒規程に基づき懲戒処分を行いましたので公表します。

1. 被処分職員の役職

法学部教授（男性・50代）

2. 処分年月日

令和4年7月1日

3. 処分の内容

戒告

4. 処分事案の概要

被処分者は、2019年6月から2022年3月までの間、複数回のメールにおいて、同僚教員らを非難する内容を法学部全教員及び一部の事務職員に対して送信した。特に、2022年3月には、上司の個人情報が含まれた内容のメールを法学部全教員及び一部の事務職員に対して送信した。

2019年11月、物品の破損を巡って、上司から事情聴取された際、口論となった。

2020年度の委員会業務を忌避した。

2020年3月の法学部教授会において、複数回、不適切な発言をした。

【処分の公表に際して】

本学職員による非違行為につきましては、極めて遺憾であり、学生や本学を支援頂いている地域の皆様に対する信頼を失墜させるものとして、心より深くお詫び申し上げます。

本学といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう全教職員に対して意識啓発の一層の徹底を図り、再発防止に努める所存です。

国立大学法人香川大学長 笥 善 行



➤ 問い合わせ先

香川大学広報室 若井、松川

TEL：087-832-1027

E-mail：kouhou-h@kagawa-u.ac.jp